

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

平成30年8月21日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

平成30年8月21日（火）午前9時～ 本庁舎2階災害対策本部2

2 出席者

健康課 佐藤課長、石田主任歯科衛生士

3 件名

健康増進ルーム運営の見直しについて2

4 会議結果

- ☐ 案のとおり決定する。
- ☒ 一部修正の上、決定する。
- ☐ 継続して検討する。
- ☐ 案を否決する。
- ☐ 報告を了承する。

5 会議内容

- ・使用料単価の算出で、平成28年度は1回1人2時間当たりの数値だが、平成31年度以降は1回1人1時間45分当たりの数値で計算している理由は。
⇒平成31年度以降は、利用時間2時間のうち運動所要時間が1時間45分程度として計算している。
- ・減免の対象者を身体障害者等の手帳保持者のみとするとあるが、これに準ずるものは想定していないのか。
⇒現在も例外はないため想定していない。
- ・付議書・資料に「1回1人一般200円・65歳以上110円（2時間以内とする）」とあるが、これだと65歳以上が2時間以内と読めるので、65歳以上に限らず2時間以内の利用とすることが分かるように修正した方が良いのではないか。また、制度の中で今まで明文化していなかったが、利用時間無制限であったものを2時間以内の利用とすることについても追記した方が良いのでは。
- ・資料の5.留意点のなお書きのところで、65歳以上の使用料減免の根拠について、健康増進ルームの本来の目的が介護予防施設であることが分かるように修正した方が良いのではないか。
⇒指摘のとおり、修正を行う。
- ・今回の見直しを踏まえ、利用者増に向けた取り組みを進めていくべきではないか。
⇒今後の課題として検討を進めていく。
- 【結論】
- ・指摘のあった点について付議書・資料を修正の上、決定する。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

第1号様式その1(第4条第4項関係)

平成 30 年 8 月 21 日

付議書(行政経営戦略会議)

部課名 健康子ども部健康課

件名	健康増進ルーム運営の見直しについて2					
現状・課題	○平成29年度事務事業評価の行政経営戦略会議結果を受けて、以下運営の見直しを行うことが決定した。 ・受益者負担のあり方について平成30年度の減免制度の見直しに合わせて検討する。 ・新たなマシン等の購入は行わず、修理が必要となったマシンは廃棄する。 ・マシンは必要最小限としてストレッチや筋力トレーニング教室などの自宅でできる運動メニューの提供を中心に行う。 ・平成31年度からは利用状況を踏まえた開所日数の減少、開所時間の短縮を行う。 ・病院リハビリ終了後の自主トレーニングの場としての充実が図れるように、医療機関等への働きかけを行う。 ○昨年できた民間トレーニングジムの影響について昨年度4月5月の利用状況で比較したところ、平日夜間の利用者数の減少がみられたが、日中の利用ニーズに変化はなく、健康づくりに取り組む場の提供が継続できるように運営の見直しを検討する必要がある。 ○使用料の額について、次年度以降開所日等の減少やマシンの台数が減少することを踏まえ、使用料金の単価算出をしたところ、現行使用料310円の減額を検討する必要がある。					
付議事案	目的	健康増進ルームを市の方針を踏まえた運営とするため、休所日、開所時間、使用料の額及び減免の対象者等について見直しを図る。				
	対応方針	市の方針と健康増進ルームの利用状況等を踏まえ、以下の見直しを図る。 ①免除の対象者は、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持つ者のみとする。 ②新たに木曜日を休所日とする。 ③平日の開所時間を1時間短縮する。 ④マシンは引き続き新規購入は行わず、修理が必要となった場合は廃棄する。 ⑤使用料は現行の1人1回310円から1人1回220円(2時間以内)とする。 ⑥65歳以上の使用料の額については、50%を減免する。 尚、上記の見直しについて、平成30年第4回定例議会に保健福祉センター設置管理条例一部改正として上程し、施行日は平成31年4月1日とする。				
論点(決定を要する事項)	・休所日、開所時間の変更、使用料の額及び減免の対象者の見直し(行政経営改革課)について ・議会上程時期について					
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)	【使用料・手数料等減免制度庁内検討委員会】 ・庁内検討委員会において、個人の使用料等の減免については、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持つ者とその介護者とする旨の見解が示された。 【委託事業者との調整】 ・委託事業者より、高齢者の有料化は賛成だが、マシンを減らし開所日数・時間を削減するのに現状の310円は高すぎるのではないかと意見があった。また、人気の高いストレッチ・筋力トレーニング教室の参加者の中には、平日昼間に開催していない総合型地域スポーツクラブの登録者が多く利用しており、有効的に利用されているとの報告がある。 【介護予防事業との連携】 ・介護予防事業とのさらなる連携について関係課と調整を行いました。現時点では想定ができなかった。 【部内会議】 ・施行日は他課等の有料化に合わせて平成31年4月1日とする。 ・65歳以上の有料化については、行革と相談しながら市の統一的な考えを整理する。 【戦略会議】 ・65歳以上の料金の検討と、利用者数の算出割合を整理する。					
スケジュール	7～8月 部内会議、行政経営戦略会議で見直し案を決定					
	9月 健康増進ルーム利用者説明会					
	10月 健康づくり推進協議会で上記事項の報告					
	12月 第4回定例会議上程(保健福祉センター設置管理条例)					
	1月 市民への周知、委託業者との調整					
	平成31年度					
	4月 休所日、開所時間の変更、使用料の額及び減免の対象者の変更実施					
	項目	有無	方法(時期)	項目	有無	方法(時期)
	条例規則	有	条例改正(H30.12月)	報道発表	無	
	議会説明	無		広報・HP等	有	広報・HP(H31.2月)
	市民参加	有	市民説明会(H30.9月)、審議会(H30.10月)			
	付議書公表	■ 公開 □ 非公開 □ 部分非 □ 時限非 (まで)				
参考情報	関係法令等	健康増進法				
	関係課	行政経営改革課(使用料・手数料減免の見直し)				
	事業費	H30当初予算13,170 千円 (うち特定財源 増進ルーム使用料1,209 千円)				

健康増進ルーム運営の見直しについて

1. 経 緯

健康増進ルームは市民の生活習慣病予防及び介護予防を目的とし、市民の主体的な健康づくりを運動面から支援する施設として、平成 13 年 10 月に開所しました。

近年、全中学校区に総合型地域スポーツクラブが設置されたことや、民間のトレーニング施設が市内に開設したことで、事業開始時に比べて地域で健康づくりに取り組みやすい環境が整ってきている中で、増進ルームのマシンや施設自体の老朽化による修理や工事が必要となっていることや、利用者の高齢化により使用料収入の減少がみられる現状等を踏まえ、運営方法についての見直しを行うことになりました。

2. 見直し（案）

市の方針と健康増進ルームの利用状況等を踏まえ、以下の見直しを図ります。

- ①免除の対象は、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持つ者のみとする。
 - ②新たに木曜日を休所日とする。
 - ③平日の開所時間を 1 時間短縮する。
 - ④マシンは新規購入を行わず、修理が必要となった場合は廃棄する。
 - ⑤使用料は現行の 1 人 1 回 310 円から 1 人 1 回一般 220 円、65 歳以上 110 円（2 時間以内）とする。
- ＊尚、上記の見直しについて、平成 30 年第 4 回定例議会に保健福祉センター設置管理条例一部改正として上程し、施行日は平成 31 年 4 月 1 日とする。

3. 使用料の算出根拠

◆根拠：市「使用料・手数料の見直しにあたっての考え方」に基づき算定

≪積算結果≫

・ 1 人 一般 220 円（1 時間あたり 223.3 円）

1 人当たり物件費 193.2 円+減価償却費 30.1 円=223.3 円

※直接事業費から見た 1 人あたりの経費（参考：H30）

・ 1 人あたりの費用 444 円（13,143 千円/29,600 人）

4. 見直しによる財政推移

	H29 決算	H30 当初	H31（案）	H32（案）
歳 出	13,519 千円	13,143 千円	10,916 千円	10,674 千円
歳 入	1,123 千円	1,209 千円	2,909 千円	2,909 千円
一般財源	12,396 千円	11,934 千円	8,007 千円	7,765 千円
H29 一般財源 決算比較		▲462 千円	▲4,389 千円	▲4,631 千円

※平成 31 年 4 月施行による算出。（業者との契約期間が 6 月 1 日～5 月 31 日までの 1 年契約となっているため、平成 31 年 4 月、5 月分については変更契約を行う。）

◆歳出内訳（H31 案）

消耗品費 89,343 円、印刷製本費 217,080 円、役務費 25,000 円、指導管理委託料 7,673,447 円、保守点検委託料 324,000 円、マシン賃借料 1,183,248 円、フィットネス賃借料 1,314,144 円、券売機賃借料 11,146 円、シャワーマット賃借料 77,760 円

歳出合計 10,915,168 円

◆歳入見込み（H31 案）※休所日、開所時間短縮、有料化に伴い利用者 2 割減で利用者数を算出（29,600 人×80%=23,680 人、23,680 人×減免者 2.7%=有料見込み者数 23,000 人）（有料者割合：一般 1.5 割、65 歳以上 8.5 割）
（一般 220 円×3,450 人）+（65 歳以上 110 円×19,550 人）=**歳入合計 2,909,500 円**

5. 留意点

①65 歳以上の減免について

◎補助金で購入したマシンは既に耐久年数を超えており、使用料を一律で徴収することについて問題がないことや、市の施設を個人が利用するにあたり 65 歳以上を減免対象者としているのは健康増進ルームだけであることから、使用料・手数料等減免制度庁内検討委員会で検討した結果、65 歳以上の者についての施設個人利用については減免の対象外とすることになりました。

ただし、健康増進ルーム利用者の 8 割以上が 65 歳以上であり高齢者の健康づくりの推進に寄与している施設であることから、65 歳以上の使用料の額は 50%を減免することになりました。

②使用料の額を変更することについて

◎運営の見直しを行うにあたり、現在の使用料 310 円を以下見直しの内容を踏まえて算出した結果、望ましい金額は 220 円となりました。

指導委託料の減額

（新たに木曜日を休所日とする。平日の開所時間を 1 時間短縮する。）

マシン賃借料の減額

（マシンは引き続き新規購入は行わず、修理が必要となった場合は廃棄する。）

施設定員の見直し

（マシンが減ることによりスペースが生まれ、定員が増えた。）

⇒上記①②を踏まえ、健康増進ルーム利用者に対して 9 月に説明会を行います。

6. 見直しの実施時期

1) 実施日：平成 31 年 4 月 1 日から

理 由：条例改正及び市民への周知期間が必要なため

7. これまでの経過

①平成 29 年度事務事業評価で、健康増進ルームは以下内容の見直しを行い継続することとなった。

- ・受益者負担のあり方について、平成 30 年度の減免制度の見直しに合わせて検討する。
- ・平成 30 年度から新たなマシン等の購入を中止し、リースが終了し修理が不可能になったマシンの廃棄を行う。
- ・マシンは必要最低限とし、ストレッチや筋力トレーニング教室などの自宅でできる運動メニューを中心に提供を行う。
- ・平成 31 年度から施設利用状況を踏まえ、開所日減少・開所時間の短縮を段階的に実施する。
- ・近年需要が高まってきている病院のリハビリテーション終了後の自主トレーニングの場としての提供の充実が図れるように、医療機関等への働きかけを行う。

②利用者アンケートの実施（H29.9.15～9.28 14 日間 有効回答数 83）

- ・65 歳以上の有料化 「反対」67.5%、「賛成」28.9%
- ・マシンの必要性 「マシンがなければ増進ルームを利用しない」28.9%

③使用料・手数料等減免制度庁内検討委員会における検討結果

健康増進ルームの減免対象者から「65 歳以上の者」を対象外とする。

8. 今後のスケジュール

①庁内外調整：平成 30 年 7 月～10 月（行政経営戦略会議、健康づくり推進協議会）

②市民参加：平成 30 年 9 月（健康増進ルーム利用者説明会）

③条例改正：平成 30 年 12 月議会（白井市保健福祉センター設置管理条例）

④周知期間：平成 31 年 2 月～3 月

⑤運営見直し：平成 31 年 4 月 1 日～

9. 参考（健康増進ルーム利用状況）

1 利用者及び登録者数累計

	27 年度	28 年度	29 年度
利用者数	28,755	29,477	29,597

2 利用状況

年度	利用者数	内 訳				
		有料入場者	無料入場者	無料者内訳		
				65 歳以上	障害手帳保持者	講習会のみ
27 年度	28,755	4,695	24,060	22,936	1,040	84
		16.3%	83.7%	95.3%	4.4%	0.3%
28 年度	29,477	4,126	25,351	24,271	997	83
		14.0%	86.0%	95.8%	3.9%	0.3%
29 年度	29,597	3,625	25,972	25,216	697	59
		12.2%	87.8%	97.1%	2.7%	0.2%

3 1 日あたりの利用状況の推移

	利用者数	有料入場者	無料入場者
27 年度	80.8	13.2	67.6
28 年度	83.3	11.7	71.6
29 年度	83.6	10.2	73.4

4 ストレッチ教室・筋力トレーニング教室・リハビリ的トレーニング教室

	27 年度	28 年度	29 年度
ストレッチ教室	18,602 人	20,558 人	20,099 人
筋力トレーニング教室	10,600 人	11,969 人	12,095 人
リハビリ的トレーニング教室			484 人

*リハビリ的トレーニング教室は 29 年 6 月より実施

5 講習会（健康増進ルーム使用の前に必ず受講）

	27 年度	28 年度	29 年度
講習会利用者（登録者数）	374 人	455 人	413 人

10. 参考（近隣市町村の一般利用料の徴収状況）

1) 管内

市町名	市内	市外	単位	定期券
印西市松山下公園トレーニングルーム	410 円	820 円	2 時間	—
印西温水センター	420 円	520 円	通常 3 時間	—
印西健康づくりセンター	410 円	820 円	3 時間	3 か月 10,280 円
佐倉市 市民体育館	210 円	—	2 時間	—

2) 県内

市町名	市内	市外	単位	定期券
松戸市 運動公園体育館	210 円	420 円	2 時間	—
松戸市 柿の木台公園体育館	320 円	640 円	2 時間	—
松戸市 和名ヶ谷スポーツセンター	300 円	—	2 時間	—
鎌ヶ谷市 福太郎アリーナ	300 円	450 円	2 時間	1 か月 市内 1,800 円 市外 2,700 円
船橋市 運動公園	—	—	—	1 か月 1,290 円
船橋市 アリーナ	540 円	—	2 時間	1 か月 5,400 円
我孫子市 市民体育館	190 円	—	—	—
柏市 中央体育館	200 円	300 円	2 時間	—
柏市 沼南体育館	200 円	300 円	2 時間	—

使用料料金単価算出資料 (H28)

名称：健康増進ルーム使用料

根拠条例 白井市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例

担当課 健康課

利用可能時間

利用可能時間の算出 (10.75時間×5日×50週+8.75時間×2日×51週)×1/2 (1回1人 2時間) = 1,790 時間

区分	1件/1時間当たり経費	積 算 内 容			
人件費	0.0 円	1件当たりの人件費			
		3,941 円 ÷ 60 分 × 0 分 = 0.0 円			
		基準人件費／1時間当たり		1件当たりの所要時間数（分）	
		・ 基準人件費年額 7,942,312 円		・ 受 付 0 分 ・ 審 査 0 分 ・ 事務処理 0 分 ・ 60分×2回×50週÷4,695人=1.27 分 計 0 分	
基準人件費年額 ÷ 2,015 時間 = 3,941 円					
物件費	259.4 円	1時間当たりの物件費（税込）			
		・ 年間印刷製本費 217,080 円 ÷ 1,790 時間 = 121.2 円 (A)			
		・ 年間消耗品費 106,421 円 ÷ 1,790 時間 = 59.4 円 (B)			
		・ 年間光熱水費 437,511 円 ÷ 1,790 時間 = 244.4 円 (C)			
		・ 年間委託料 9,403,738 円 ÷ 1,790 時間 = 5,253.4 円 (D)			
		・ 年間賃金 0 円 ÷ 1,790 時間 = 0.0 円 (E)			
		・ 年間通信運搬費 0 円 ÷ 1,790 時間 = 0.0 円 (F)			
		・ 年間保険料 0 円 ÷ 1,790 時間 = 0.0 円 (G)			
		・ 年間賃借料 1,444,320 円 ÷ 1,790 時間 = 806.8 円 (H)			
		・ その他 0 円 ÷ 1,790 時間 = 0.0 円 (I)			
6,485.2 円					
定員数 25人		定員のある施設		259.4 円	
減価償却費	38.9 円	1時間当たりの減価償却費（税込）			
		名称 実質取得価格 耐用年数 利用可能時間			
		建設費 87,183,553 円 ÷ 50 年 ÷ 1,790 時間 = 974.1 円 (A)			
		円 ÷ 年 ÷ 1,790 時間 = 円 (B)			
		円 ÷ 年 ÷ 1,790 時間 = 円 (C)			
		円 ÷ 年 ÷ 1,790 時間 = 円 (D)			
		円 ÷ 年 ÷ 1,790 時間 = 円 (E)			
		円 ÷ 年 ÷ 1,790 時間 = 円 (F)			
		974.1 円			
		定員数 25人		定員のある施設	
その他の経費	8.7 円	・ 修繕費 392,385 円 ÷ 1,790 時間 = 219.2 円			
		定員数 25人		定員のある施設 8.7 円	
合計	1時間当たり (ア) 307.0 円	現行使用料 310 円		改定上限使用料額 465 円	
		(ア) 307.0 円 × 100%		(受益者負担率) = 307 円	

※ 入場料を徴収する施設については、定員（最大収容人員）を加味してください。

※ 年間勤務時間（2,015時間）は、7.75時間/日×5日×52週で算定しています。

使用料料金単価算出資料(H31～) 案

名称：健康増進ルーム使用料

根拠条例 白井市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例

担当課 健康課

担当者名

利用可能時間の算出(平日204日×9.75時間)+(土曜日曜103日×8.75時間)÷1.75H(1人1回平均105分)

利用可能時間

= 1,652 時間

区分	1件/1時間当たり経費	積 算 内 容			
人件費	0.0 円	1件当たりの人件費			
		3,941 円 ÷ 60 分 × 0 分 = 0.0 円			
		基準人件費／1時間当たり		1件当たりの所要時間数（分）	
		・ 基準人件費年額 7,942,312 円		・ 受 付 0 分 ・ 審 査 0 分 ・ 事務処理 0 分 ・ 60分×2回×50週÷4,695人＝1.27 分	
基準人件費年額 ÷ 2,015 時間 ＝ 3,941 円		計 0 分			
物件費	193.2 円	1時間当たりの物件費（税込）			
		・ 年間印刷製本費 217,080 円 ÷ 1,652 時間 ＝ 131.4 円 (A)			
		・ 年間消耗品費 89,343 円 ÷ 1,652 時間 ＝ 54.0 円 (B)			
		・ 年間光熱水費 254,660 円 ÷ 1,652 時間 ＝ 154.1 円 (C)			
		・ 年間委託料 7,997,447 円 ÷ 1,652 時間 ＝ 4,842.2 円 (D)			
		・ 年間賃金 0 円 ÷ 1,652 時間 ＝ 0.0 円 (E)			
		・ 年間通信運搬費 0 円 ÷ 1,652 時間 ＝ 0.0 円 (F)			
		・ 年間保険料 0 円 ÷ 1,652 時間 ＝ 0.0 円 (G)			
		・ 年間賃借料 2,586,297 円 ÷ 1,652 時間 ＝ 1,565.9 円 (H)			
		・ その他 25,000 円 ÷ 1,652 時間 ＝ 15.1 円 (I)			
定員数 35人		定員のある施設		193.2 円	
減価償却費	30.1 円	1時間当たりの減価償却費（税込）			
		名称	実質取得価格	耐用年数	利用可能時間
		建設費	87,183,553 円 ÷	50 年 ÷	1,652 時間 ＝ 1,055.7 円 (A)
			円 ÷	年 ÷	1,652 時間 ＝ 円 (B)
			円 ÷	年 ÷	1,652 時間 ＝ 円 (C)
			円 ÷	年 ÷	1,652 時間 ＝ 円 (D)
			円 ÷	年 ÷	1,652 時間 ＝ 円 (E)
			円 ÷	年 ÷	1,652 時間 ＝ 円 (F)
定員数 35人		定員のある施設		1,055.7 円	
定員数 35人		定員のある施設		30.1 円	
その他の経費	0.0 円	・ 修繕費 0 円 ÷ 1,652 時間 ＝ 0.0 円			
		定員数 35人		定員のある施設 0.0 円	
合計	1時間当たり (ア) 223.3 円	現行使用料 310 円		改定上限使用料額 465 円	
		(ア) 223.3 円 × 100%		(受益者負担率) ＝ 223 円 (望ましい料金単価)	
		使用料改定（案） 円 ※10円未満切捨			

※ 入場料を徴収する施設については、定員(最大収容人員)を加味してください。

※ 年間勤務時間(2,015時間)は、7.75時間/日×5日×52週で算定しています。